

## 公益財団法人ニッポンハム食の未来財団

### 平成 30 年度 事業計画書

#### 《 基本方針 》

1. 信頼性の高い財団運営基盤の確立；公益財団法人の経営 3 原則「コンプライアンス、ガバナンス、ディスクロージャー」を遵守するとともに“自律と自立”を重視した健全な財団運営を実践する。
2. 事業成果の蓄積と醸成；食物アレルギー分野に特化した公益増進を目的とする各事業を持続的且つ発展的に展開し、当該分野の社会変革に繋げる。次年度以降の事業の育成、質の向上を図るため、各事業成果の自己分析を行う。

上記の運営及び事業の両面で、社会からの期待と信頼に応える財団となる。また、社会の理解を高めるための広報、事業成果を社会に還元するための普及活動を引き続き推進する。

#### 《 事業計画 》

##### 1. 食物アレルギーに関する研究開発支援事業

###### (1) 平成 29 年度公募型研究助成事業の完了に伴う業務執行

平成 29 年度に実施した食物アレルギーに関する対応食品、予防、診断・治療及び管理技術の開発に関する助成事業（共同研究 5 件・2,888 万円、個人研究 14 件・2,799 万円、期間；平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月）の研究の完了に伴い、研究成果報告書を纏め、公開するとともに研究成果報告会を開催する（平成 30 年 10 月）。

###### (2) 平成 30 年度公募型研究助成事業の実施

平成 30 年に採択された研究課題に対して研究助成を実施する。

件数及び金額；個人研究 15 件・2,805 万円、共同研究 6 件・3,499 万円

研究期間；平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月

###### (3) 平成 31 年度公募型研究助成事業の実施

平成 31 年度公募型研究助成について、公募、審査、助成先の決定を行う。

募集要項の策定（平成 30 年 6 月）、公募（平成 30 年 7 月～9 月）、採択課題の決定（平成 31 年 1 月）、通知（平成 31 年 2 月）、覚書締結（平成 31 年 3 月）

なお、募集要項については、財団として特に成果を期待する研究領域など独自性ある戦略を盛り込むとともに、研究助成審査委員会からの提案事項等も考慮し策定する。

#### (4) 学会を通じた学術振興支援及び情報発信

- ・食物アレルギー関係学会（日本小児臨床アレルギー学会、日本小児アレルギー学会、食物アレルギー研究会等）への参加。
- ・食品関係学会（日本栄養・食糧学会、日本食育学会、日本食品化学会、ifia JAPAN 等）への参加
- ・栄養士関係学会（日本栄養改善学会）への参加
- ・各学会大会で展示または広告掲載等を実施。ランチョンセミナー共催へ応募、実施。

なお、学会参加は、学術振興の支援とともに研究助成事業やその他事業のコンセプト構築等に有益な研究及び行政動向に関する情報収集、ブース展示による財団のロビー活動も目的とする。

## 2. 食物アレルギー領域の QOL 維持・向上を目指した啓発活動

### (1) 第 4 回食物アレルギー対応食 料理コンテスト表彰事業の実施

食物アレルギーに配慮した創作型料理を募集し、審査委員会にて優秀作品を選考し表彰する事業を継続実施する。家庭等で生まれた料理技術の伝承、食物アレルギーに対する社会の意識喚起も目的として、食物アレルギーに向き合う方々の健全で豊かな食生活への貢献を目指す。

ア 料理コンテストの事業内容、募集要項（対象料理ジャンル、新規コンセプトの設定等）の企画と決定（平成 30 年 6 月）、公募（同年 7～9 月）、受賞作品の決定（平成 31 年 3 月）

イ 表彰式の開催（平成 31 年 3 月）

ウ 過去 3 回の応募料理からの価値ある作品の再評価と表彰

### (2) 食物アレルギーセミナーの実施

全国の地域で、主に栄養士や食関係の従事者を対象に食物アレルギーに係る基礎知識や診断・治療・予防等の最新科学情報に関するセミナーを前年度に継続して実施し、食物アレルギーに関連する従事者等の知識や理解度の向上、業務への活用、アレルギーを持つ方々の QOL 向上に繋げる。

受講者が抱える代表的な疑問点と専門的視点での回答を Web で公開し理解度向上に役立てる。

なお、（公社）日本栄養士会の「生涯教育認定制度」の運用（受講者の単位取得）を継続する。

### (3) 団体活動支援助成の実施

全国の患者支援団体等が行う教育目的の事業、調査研究、啓発物作成等の活動に対して助成する。支援先の決定を公正・公平に行うために公募制とし、審査基準に基づき、公益性や社会的メリットを評価し、理事会にて助成の可否を決定する。

### 3. 地域社会、産業と連携した食物アレルギー対応力向上に向けた取組み

#### (1) 事業成果物の普及活動の強化

##### ア 啓発物の普及

平成 27 年度に制作し全国の小学校、公立図書館に寄贈した「食物アレルギー」を主題にした書籍について、学会等での配布、キャンペーン配布等を継続するとともに、関連法令の範囲での社会広域で活用する方法について調査企画する。

##### イ 料理コンテスト事業における入賞作品レシピの普及

入賞作品のレシピ集の刊行、Web サイトでの動画公開を継続するとともにレシピ情報の活用を図る。

##### ウ 料理コンテスト事業における入賞作品の市場への普及

食品メーカーや販売業とタイアップした入賞作品の市場への普及のためのマーケティングを継続する。

#### (2) 行政等のソーシャルセクターとの連携

アレルギー疾患対策基本法の施行に伴い厚生労働省や自治体の施策の動向を調査し、事業成果物の情報提供等、連携・支援を目的とする事業シーズを調査し実施する。

### 4. 財団活動の認知度や理解向上のための取組み

#### (1) Web サイトによる情報発信

コンテンツの充実、情報更新及び SNS 等の活用によりアクセス数の増加を図り、情報発信効果に優れたサイトに拡充する。

#### (2) その他の認知度向上のための活動

新聞等マス媒体を活用した広報、学会等での展示、各種講演等を継続する。

### 5. 財団運営

(1) 公益財団法人運営に必須な関連法令を遵守した健全な運営を行う。

(2) ガバナンスを核とする主体性を重視した運営・業務執行体制により運営する。

(3) 運営に万全を期すために外部専門家の活用を継続する。

以上